

3／16（木）の行事

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」

～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～



報道発表資料の配付日時

3月9日(木)14時00分

発表項目(行事名)	第52回北海道景観審議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	発表場所
<b>概要</b>			第52回北海道景観審議会を次のとおり開催します。 傍聴を希望する方は、会議開催10分前までに会場にお越しください。
1 日時 令和5年(2023年)3月16日(木) 09:45~11:30 2 場所 かでる2・7 1060会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目) 3 出席者 北海道景観審議会委員(別紙参照) 事務局 建設部まちづくり局都市計画課長ほか 4 内容(予定) 議事 ・景観審議会会长及び副会長の選出について ・部会員の指名について ・再生エネルギー発電施設と同の景観施策とのあり方について ・道内市町村の景観行政団体への移行状況について ・屋外広告物に係る規制について ・庁内連携について 5 傍聴定員 10名(傍聴するに当たって、会議の開催中は写真撮影、録画 録音等はできません。) 6 連絡事項(別紙参照) 現在、会場では新型コロナウイルス感染症拡大の防止対策が実施され ており、健康状態など入館の条件等がございます。			
<b>参考</b>			○北海道景観審議会は「北海道景観条例」に基づき設置された知事の附属機 関です。 【添付資料】第11期北海道景観審議会委員名簿 ○道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(抜粋)

報道(取材)に当た つてのお願い			
他のクラブ との関係	同時配付		

担当 (連絡先)	建設部まちづくり局都市計画課 課長補佐 平館 恵 TEL(ダイヤルイン)011-204-5563 内線29-802
-------------	-----------------------------------------------------------------

## 第11期北海道景観審議会委員名簿

(令和4年(2022年)10月1日現在・敬称略)

職	氏 名	所 屬 等
委員	愛甲 哲也 あいこう てつや	北海道大学大学院農学研究院 准教授
	池本 美紀 いけもと みき	民宿きのえ荘 女将
	伊藤 千織 いとう ちおり	伊藤千織デザイン事務所
	上田 裕文 うえだ ひろふみ	北海道大学大学院メディア・コミュニケーション研究院 准教授
	大西 希 おおにし のぞみ	鶴雅リゾート株式会社 常務取締役
	鈴木 信宏 すずき のぶひろ	合同会社ユアライフパートナーズ 代表社員
	高橋 真美 たかはし まみ	一般社団法人 北海道建築士会 ヘリテージマネージャー特別委員会 委員
	津田 智成 つだ ともなり	北海道大学大学院法学研究科 准教授
	中田 光治 なかた こうじ	株式会社みちのく計画 札幌事務所 所長
	二宮 直輝 にのみや なおき	一般社団法人 網走市観光協会 専務理事
	長谷山 裕一 はせやま ゆういち	函館市教育委員会生涯学習部 文化財課長
	村田 周一 むらた じゅういち	高野ランドスケーププランニング株式会社 代表取締役
	村田 徹哉 むらた てつや	一般社団法人 北海道屋外広告業団体連合会 理事
	室矢 法文 むろや ほうぶん	無職
	森 朋子 もり ともこ	札幌市立大学 デザイン学部 准教授

## 道民活動センター新型コロナウイルス感染症拡大防止対策(抜粋)

### 3 基本的な感染防止対策

- (1) 指定管理者は、主催者と協力・連携し、道民活動センターに入館する全ての者に対し、次の基本的な感染防止対策を周知するとともに、必要となる措置を講ずるものとする。

#### ア マスク着用の推奨

- ・玄関ホール、ロビー、廊下、エレベーター内など、人との距離（「2m以上が目安」（以下省略））が確保できない場所では、マスクの着用を推奨する。
- ・会議室等において人との距離を確保できる場合であっても、会話が伴う場合はマスクの着用を推奨する。
- ・館内において人との距離が確保できない場合にマスクを着用していない者がいた場合は、指定管理者、警備員、総合案内員及び主催者等はマスクを着用するよう注意するものとする。

#### イ マスク着用に係る注意事項

- ・館内において、人との距離が確保できる状況で、会話をほとんどしない場合は、マスクを着用しないことを妨げない。

#### ウ その他の措置

- ・手指の消毒、手洗いの徹底
- ・大声を出さないことの奨励
- ・相互の社会的距離の確保
- ・会話の抑制、咳エチケット
- ・換気の励行

- (2) 道民活動センターに入館しようとする者は、次の症状があるときは、自宅待機等の対応をとらなければならない。

- ・平熱と比べて高い発熱がある場合
- ・咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
- ・陽性とされた者との濃厚接触がある場合

### 8 来館者に対する周知・広報

指定管理者は、感染防止対策として実施している次の事項を、ホームページ等により来館者に周知するものとする。

- (1) 館内では、マスクの着用を推奨していること。
- (2) 37.5度以上の発熱のある者は、入館できること。
- (3) 次の症状に該当する場合、入館できない場合があること。
  - ・咳、喉の痛み、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、味覚・嗅覚障害等の症状
  - ・陽性とされた者との濃厚接触がある場合
- (4) 入館時に手洗いを徹底するほか、手指の消毒を行うこと。
- (5) 正面玄関に設置のサーモグラフィー装置で発熱が検出された来館者は、指定管理者が行う検温に協力しなければならないこと。

- (6) 大声を出さないこと、会話の抑制、咳エチケット
- (7) 「北海道ソーシャルディスタンシング」の取組みを実施すること。
- (8) 換気の励行換気の励行

## 9 主催者に協力を求める具体的な対策

### (3) 来場者に関する感染防止対策

・主催者は、感染防止のため、来場者に対し、8に記載の事項を周知する。この場合、「指定管理者」を「主催者」に「来館者」を「来場者」に「入館できない場合があること。」を「入場させてはならない。」にそれぞれ読み替える。